

《八王子市重度障害者(児)等日常生活用具給付事業》

視覚障害者支援用具・携帯用会話補助装置に スマートフォンを追加しました！

◎ 従来の「タブレット」に加え、「スマートフォン」が選択可能です
(タブレットとスマートフォンの同時給付はできません)

◎ アプリケーションとセットで給付対象となります



対象者

学齢児以上で次のいずれかに該当する方

- 視覚障害の手帳所持者
- 音声言語機能障害の手帳所持者
- 肢体不自由の手帳所持者で音声言語に著しい障害がある方
※医師意見書が必要です
- 聴覚障害 4 級以上の手帳所持者

給付条件

- 基準額:5万円(原則 1 割負担)
※基準額を超える差額は全額自己負担
- 耐用年数:4 年

まずは

障害者福祉課まで

ご相談ください！

- 給付決定前に購入されたものは、給付の対象となりません
- 本体機器*およびタブレットの給付を受けている方は耐用年数が経過するまで、スマートフォンの申請はできません
- スマートフォンを申請される方は耐用年数が経過するまで、本体機器*およびタブレットの申請はできません

*「視覚障害者支援用具」および「携帯用会話補助装置」における本体機器

《問い合わせ》 八王子市福祉部 障害者福祉課 援護担当(事務班)

TEL 042-620-7366 / FAX 042-623-2444

アプリケーション・スマートフォン申請の流れ



相談

【必ず事前に障害者福祉課までご相談ください。】

- ◆ 対象要件等を確認します。
- ※ 給付決定前に購入されたものは、給付の対象になりません。

申請

- ◆ カatalog等アプリケーション・スマートフォンの性能・金額が分かる書類を準備し、市役所本庁舎障害者福祉課の窓口までお越しください。※申請は本庁舎のみです（申請書等を記入）

給付決定 ・購入

- ◆ 市が提出書類を審査し適当と認められる場合、給付決定後、決定通知書等をご自宅へ送付します。
- ◆ 書類が届いたらスマートフォンを購入し、アプリケーションをインストールしてください。

アプリケーションを実際に使ってみましょう！

請求・支払

- ◆ 購入完了後、提出書類およびアプリケーションをインストールしたスマートフォンを準備し、市役所本庁舎障害者福祉課の窓口までお越しください。
- ◆ アプリケーションを問題なく使用できるか確認した後、書類審査を行い、給付決定額を支払います。（毎月10日締め切り 翌月末までに振込）

《問い合わせ》 八王子市福祉部 障害者福祉課 援護担当(事務班)

TEL 042-620-7366 / FAX 042-623-2444